

吹田市における相談支援体制(現状について)

○これまで、次の機関を中心に、相談支援体制体制の整備を実施し、地域のネットワークを構築

- ・吹田市
- ・基幹相談支援センター
- ・障がい者相談支援センター
- ・指定相談支援事業所等
- ・地域自立支援協議会

○課題

- ・相談支援専門員の確保や質の担保、高度な相談支援を要するケース等の相談先が不透明

吹田市における相談支援体制(今後について)

- 今後は新たに、次の機関が相談支援体制の整備に参画いただくことを予定
(対象となる事業所は、通常の報酬に上乗せして報酬を算定することが可能)
- ・ 機能強化型相談支援事業所
- ・ 主任相談支援専門員の配置を行った相談支援事業所



○ 上記の事業所について、加算を算定するうえで、国が定める所定の要件を満たすことが必要
要件の一部は、市町村において定めることが必要

【主な要件】

- ・ 支援困難ケースの積極的な受け入れ（機能強化型）
- ・ 地域自立支援協議会への参加・参画（機能強化型・主任）
- ・ 基幹相談支援センターと主任相談支援専門員で事例検討会の実施・参加（機能強化型・主任）
- ・ 大阪府相談支援従事者研修(初任者・現任者)のインターバルの受け入れ(主任)
- ・ 事業所の公表（機能強化型・主任）

※要件の詳細は、次スライドのとおり

機能強化型

国が定める要件	吹田市における要件(案)
利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達などを目的とした会議を定期的開催	—
24時間常時連絡できる体制の確保、かつ、必要に応じて利用者等の相談に対応する体制の確保	—
当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を終了した相談支援専門員の同行による研修の実施	—
基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制の整備	基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター、自立支援協議会との連携を図り、支援困難ケースが紹介された場合、自ら積極的に支援困難ケースを受け入れること。
基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等への参加	基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員が共同で実施する事例検討会への参加
1月間の相談支援専門員1人当たりの取扱件数(前6月平均)が40件未満	-
協議会に構成員として定期的に参画し、他の構成員である関係機関等との連携の緊密化を図るために必要な取組の実施	地域自立支援協議会の地域会議への参画(障がい者相談支援センターと共同し実施すること)
基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組への参画	基幹相談支援センター及び主任相談支援専門員が共同で実施する事例検討会への参加

※類型によって、別途、人員配置等の要件有。

※機能強化型(継続)サービス利用支援費・機能強化型(継続)障害児支援利用援助費に関する届出を行った事業所については、基幹相談支援センター及び障がい者相談支援センター、地域自立支援協議会において公表予定。

主任相談支援専門員配置加算

国の定める要件	吹田市における要件(案)
<p>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターと一体的に運営している又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定特定(障害児)相談支援事業所である。</p>	<p>以下の項目すべてを満たした場合を指す。 ①基幹相談支援センターと共同で事例検討会を実施する ②大阪府相談支援従事者研修(初任者・現任者)のインターバルの受け入れを基幹相談支援センターと調整の上、共に実施する ③自立支援協議会の全体会議に参加する</p>
<p>利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。</p>	<p>—</p>
<p>当該指定特定(障害児)相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、主任相談支援専門員の同行による研修を実施している。</p>	<p>—</p>
<p>当該指定特定(障害児)相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対し、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として指導、助言を行っている。</p>	<p>—</p>
<p>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等を基幹相談支援センターの職員と共同で実施している。</p>	<p>以下の項目すべてを満たした場合を指す。 ①基幹相談支援センターと共同で事例検討会を実施する ②大阪府相談支援従事者研修(初任者・現任者)のインターバルの受け入れを基幹相談支援センターと調整の上、共に実施する ③自立支援協議会の全体会議に参加する</p>
<p>基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援等について協力している。</p>	<p>以下の項目すべてを満たした場合を指す。 ①基幹相談支援センターと主任相談支援専門員が共同で実施する事例検討会に参加する ②大阪府相談支援従事者研修(初任者・現任者)のインターバルの受け入れを実施する ③自立支援協議会の全体会議に参加する</p>

※ 上記要件のうち、いくつかの要件を満たした場合に算定が可能(要件は類型により異なる)

※ 主任相談支援専門員配置加算の届出を提出した事業所については、吹田市ホームページ等において公表する予定